

社会医療法人の認定について

2024年4月1日、川口工業総合病院は「社会医療法人」として、埼玉県知事より認定を受けました。社会医療法人は、国・都道府県・市町村と並ぶ公益性の高い、地域住民に不可欠な医療法人に認定されるものです。

「社会医療法人」の位置づけ

社会医療法人は、以下のように位置づけられます。

- ・医療提供体制に関して、都道府県や市町村、公的病院の機能を代替するもの
- ・公的医療機関と並び以下の5事業を担う主体

「救急医療」

「震災時における医療」

「へき地の医療」

「周産期医療」

「小児医療（小児救急医療を含む）」

厚生労働省が定める公的な運営要員要件を満たすことで、都道府県知事により認定されます。川口工業総合病院は、上記5事業の中でも、『救急医療』の分野で認定を受けました。

今後は、より公益性の高い法人として、これまで以上に地域医療に貢献して参ります。

社会医療法人 新青会 川口工業総合病院
病院長 馬場 俊也